

## 【令和5年度 公益財団法人やまぐち産業振興財団伴走支援事業活用企業の募集（第2次）】

（公財）やまぐち産業振興財団（以下、「財団」）では、成長意欲を強く持たれている中小企業に対して、専任のコーディネーターを配置し、各社で策定された事業計画を基本に、財団の有する様々なリソースを活用して、計画の達成に向けた伴走支援事業を開始します。

### 1 本事業の目的

近年、中小企業を取り巻く経営環境が大きく変化する中、経営課題が複雑多様化することで経営の方向性を見極めることが困難になっています。一方で中小企業は県内の雇用確保や地域活性化側面において大きな役割を果たしており、県内の中小企業が、新商品・新サービスの開発、販路の拡大、設備投資を通じて、事業を継続、更に拡大していくことが重要です。

このため、財団では、専任のコーディネーターが支援企業に寄り添い、企業ごとの事業目標達成に向けて、財団所属の分野別コーディネーター等と連携し、補助制度や展示会出展などの施策を複合的かつ重層的に活用することで、厳しい環境の中であっても成長を志向する中小企業を重点的に支援することを目的としています。

### 2 主な支援内容

#### (1) 専任コーディネーターの派遣

支援先企業に対して、月1回以上の訪問を行い、事業計画に基づく計画の進捗状況の確認、必要な支援策の検討など、個社ごとに寄り添った支援窓口となります。

#### (2) 分野別コーディネーター等の活用

財団には、DX、海外販路、知的財産、人材育成、人材確保など分野別のコーディネーターが在籍しており、こうしたコーディネーターも参加する支援会議の場で解決すべき課題について情報を共有し、課題解決に努めます。

また、必要に応じて、財団内に設置している「山口県よろず支援拠点」「山口県中小企業活性化協議会」「山口県事業承継・引継ぎ支援センター」「INPIT山口県知財総合窓口」や包括連携協定を結んでいる「山口大学」「(地独)山口県産業技術センター」の知見も活用できます。

#### (3) 補助制度の活用

財団が募集する補助制度については、専任コーディネーターを通じて情報提供を行うとともに、制度活用や申請について必要な助言を行います。

なお、県内中小企業の脱炭素のモデル企業になる可能性を有し、かつ生産性向上を伴いつつ、CO<sub>2</sub>排出削減等に資する設備の導入を行う中小企業については、山口県が実施する令和5年度事業「やまぐち中小企業脱炭素化促進支援事業」のメニューである「炭素生産性向上型補助金」の活用ができます。活用を希望される企業は、別途補助金申請が必要になります。別途補助金申請書を参考に申請準備を行っていただき、補助金の募集期間中に申請書を提出してください。

### 3 支援の対象企業

- ①県内に主たる事業所を有する中小企業者
- ②中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者
- ③日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める業種のうち、大分類A（農業、林業）、大分類B（漁業）を除く業種である者
- ④補助金の交付を受けようとする経費に対して、国、地方公共団体、その他公的団体から類似の補助金等の交付又は経費の負担を受けていない者
- ⑤専任コーディネーターと事業計画の進捗に関する窓口となる役員を指名し、本事業の実施に協力ができる体制がとれること。

### 4 募集する支援事業者数 5社程度

### 5 費用

コーディネーターの派遣に関する経費は無料

ただし、財団の支援制度を活用する場合には、支援事業により自己負担金が発生する場合があります。

### 6 公募期間

令和5年4月24日（月）～5月25日（木）17時 必着

※消印有効ではありませんので、ご注意ください。

### 7 審査基準

審査方法は、別に審査会を設置し、審査を実施します。

審査は下記の観点より行います。

- ① 3 支援の対象企業の ①～⑤に該当すること。
- ② 申請書の提出があること。
- ③ 決算書の提出があること。
- ④ 企業として「前向きに成長をしたい気持ち（成長志向）」があること。

※事業計画の確実性や成熟性といった観点ではなく、如何にして成長を目指す

すのかという成長意欲を重視します。

## 8 応募方法

以下の提出書類を持参または郵送の手段で提出してください。

※申請書様式は、財団ホームページ (<https://yipf.or.jp/>) からダウンロードしてください。

### ①提出書類

1. 申請書
2. 決算書（直近3期分）
3. 企業案内や企画書、参考書類等 ※任意

### ②提出先

メールもしくは郵送・持参にて（公財）やまぐち産業振興財団事業支援部へ提出ください。なお締め切りの翌営業日（5月26日）までに担当より受領メールが届かない場合は、ご面倒ですがお問合せください。

## 9 選定結果

財団より応募者に直接通知します。

※応募状況によっては、プレゼンテーションへの参加をお願いする場合があります。

## 10 留意事項

- ・審査結果の問い合わせはできません。
- ・提出された書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- ・提出された書類は、ご返却できません。
- ・個人情報（お名前、企業名、住所、電話番号）は、本事業の目的に限って利用し、法令に基づく開示請求があった場合、御本人の同意があった場合その他特別の理由のある場合を除き、第三者に提供いたしません。

## 11 問い合わせ先

（公財）やまぐち産業振興財団 事業支援部 担当（寺本・松田）

〒754-0041 山口市小郡令和 1-1-1 山口市産業交流拠点施設 4F

TEL083-902-3722 Mail : [jigyo@yipf.or.jp](mailto:jigyo@yipf.or.jp)